

様式第12号 消防団協力事業所の支援減税制度に係る申請チェックリスト〔法人用〕

書類を県に提出する前に、このチェックリストで確認してください。

事業所名

部署

担当者名

<申請手続のチェック>

NO	手続事項	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
1	<p>事業年度終了の日から一月後までに、申請先の県機関へ届くよう準備できたか。</p> <p>※事業年度終了の日から一月後が県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日、1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日までの期間）である場合には、その休日後の最初の開庁日となる日を申請期限とします。</p> <p>※申請書類を郵送で提出する場合は、申請期限までに申請先の県機関に確実に届くよう日数に余裕をもったうえで行ってください。万一、申請先の県機関に申請期限までに届かない場合には岐阜県行政手続条例第7条の規定に基づき申請を拒否することとなります。（税の申告と異なり、消印日ではなく、物理的に申請先の県機関に申請書類が届いていることが必要です。）</p> <p>※申請書類を受理する時間帯は、開庁日の「午前8時30分から午後5時15分まで」です。提出が午後5時15分から翌日（翌日が県の休日の場合にはその後に最初に開庁日となった日）の午前8時30分までの間に持ち込み又は郵送等により提出された場合、直近の開庁日となった日の午前8時30分に提出されたものとして取り扱います。</p>	<p>貴法人の事業年度終了の日 平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>県からの認定通知書又は不認定通知書からの通知方法として、窓口交付又は郵送交付のいずれを希望しますか。</p> <p>※通知書を県の窓口で受け取る場合にはチェック欄の「窓口交付」に、郵送を希望する場合は「郵送交付」に○を付け、必要な切手（長3サイズの封筒の場合は82円分）を貼付した返信用封筒を同封すること。</p> <p>※郵送交付の場合、県からは普通郵便で送付しますので、窓口交付に比べて日数がかかることをご承知ください。（郵送事業者による郵送期間を要しますので、早めに課税申告手続を行いたい場合には窓口交付で対応してください。）</p>	<p>窓口交付</p> <p>郵送交付 (返信用封筒必要)</p>	<input type="checkbox"/>
3	申請書類は、基準日（事業年度終了の日）時点での状態で作成されていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	この減税制度を利用するためには、毎年度、認定申請が必要になることを承知ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<申請書類のチェック>

NO	提出書類 (補足)「 」が提出する書類を示す。	提出形態	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
1	<p>「当チェックリスト」</p> <p>・提出書類がある場合、事業主チェック欄に「レ」(無しの場合「×」)を付け、このリストを提出書類の一番上にして提出すること。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<p>「消防団協力事業所の支援のための事業税の不均一課税に係る認定申請書」(規則別記様式)</p> <p>・代理人が事業主の委託を受けて提出する場合は、さらに「委任状」(任意様式、事業主の代表者印を押印のこと)が必要です。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<p>「事業概要書」(任意様式)</p> <p>※事業概要書では、事業主が有する事業所等の名称、所在地等を確認する。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<p><法人登記がある場合に提出する書類></p> <p>★「登記事項証明書」(基準日以降の日付のもの)</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	<p>「資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであることを証する書類」</p> <p>法人登記がある場合 (NO.4で登記事項証明書を提出する)</p> <p>法人登記がない場合 定款、寄附行為、規則、規約等 ※いずれか一つで可</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	<p><市町村長へ証明願いを提出し、基準日時点で消防団協力事業所であることを証明してもらい提出すること>(すべての事業所において表示証の交付を受け、証明願いを提出する必要があります。)</p> <p>●「消防団協力事業所表示制度認定証明願い」〔様式例1〕</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 次のページに続きます。

注1) 上記の書類は、全て基準日時点のもので作成ください。

注2) 添付していただく写しの書類はA4版サイズの手紙で提出してください。提出書類は必ずコピーをとり、控えを整理・保管しておいてください。

注3) 不明な点がありましたら、岐阜県消防課、又は事業所の所在地を管轄する県事務所（岐阜地域は防災課 岐阜地域防災係）までお電話ください。

注4) 書類名の前の記号の意味：★＝法務局にて入手、●＝市町村又は消防本部にて入手、■＝公共職業安定所にて入手

<申請書類のチェック(続き)>

NO	提出書類 (補足)「 」が提出する書類を示す。	提出形態	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
7	<p><市町村長又は消防団長へ次の証明願いを提出し、基準日時点で消防団員であること、及び基準日から過去1年間に消防団員としての活動実績があることを証明してもらう。なお県には”証明に必要な消防団員分(※)”を揃えて提出すること。></p> <p>●「消防団員及び同団員としての活動実績の証明願い」〔様式例2又は3〕</p> <p>※証明に必要な消防団員分とは、「消防団員である者の数の割合が十分の一未満」である場合には1名分で可であり、「消防団員である者の数の割合が十分の一以上」である場合には、十分の一以上となるために最小限必要な人数分で可。以下No10も同じ。 (例：使用者が11人の場合には2人分で可)</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<p><常勤役員が消防団員である場合には、次のいずれかの書類を提出すること。></p> <p>「社会保険(健康保険)被保険者証」の写し ※国民健康保険は対象外 「常勤役員に選任されていることが確認できる法人取締役会議事録」の写し 「『賞金台帳』等役員報酬の支給状況が確認できる書類」(基準日が属する日又は週又は月の支給分を含むこと。)の写し</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<p><常勤役員が消防団員であり、その者の勤務先が本社以外の事業所等である場合には、次の書類も提出すること。></p> <p>「勤務先証明書」(任意様式)</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	<p><使用者が消防団員である場合には、次のいずれかの書類を証明に必要な消防団員の分(※)を揃えて提出すること。></p> <p>「雇用保険被保険者証」の写し又は 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」の写し</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	<p><消防団員としての活動に配慮している規定を確認できるものとして、次のいずれかの書類を提出すること。いずれの場合も原本証明が必要です。></p> <p>「労働契約」又は「労働協約」又は「就業規則」又は「その他使用人と使用者との間の労働条件等を定めた書面」のいずれかの写し</p>	写 (原本証明)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	<p><消防団員である者の数の割合が十分の一以上である法人の場合には次の書類も提出すること。></p> <p>■「事業所台帳異動状況」 ・ただし「事業所台帳異動状況」に記載されている被保険者の数に、岐阜県外にある事業所等に勤務する常勤役員又は使用人の雇用保険被保険者数が含まれる場合には「事業所台帳異動状況」に加えて次の3つの書類を全て提出すること。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	<p>「労働者名簿」の写し ・岐阜県内の事業所等に勤務する常勤役員の分及び使用人の分が記載されていること。</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	<p>■「事業所別被保険者台帳照会」 ・岐阜県内の事業所等に勤務する常勤役員の分及び使用人の分が記載されていること。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	<p>「被保険者数総括票」〔様式例5〕</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	<p><複数の事業所等があつて、雇用保険の事務処理を主たる事業所等で一括で処理している場合には、次の書類も提出すること。></p> <p>「雇用保険事業所非該当承認申請書(控)」又は「労働保険継続事業一括申請書(控)」の写し</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	<p>「同意書」〔様式例4〕 ・同意書は、No7で対象となる”証明に必要な消防団員分”が必要です。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1) 上記の書類は、全て基準日時点のもので作成ください。

注2) 添付していただく写しの書類はA4版サイズ用の用紙で提出してください。提出書類は必ずコピーをとり、控えを整理・保管しておいてください。

注3) 不明な点がありましたら、岐阜県消防課、又は事業所の所在地を管轄する県事務所(岐阜地域は防災課 岐阜地域防災係)までお電話ください。

注4) 書類名の前の記号の意味：★＝法務局にて入手、●＝市町村又は消防本部にて入手、■＝公共職業安定所にて入手

岐阜県